



長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成4年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第3条第1項中「情報政策課長」を「デジタルインフラ整備室長」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「第3条第1項」を「第3条」に、「情報政策課長」を「デジタルインフラ整備室長」に改める。

第6条中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第7条第1項中「情報政策課長」を「デジタルインフラ整備室長」に改め、同条第3項を削る。

第8条、第9条、第10条第2項及び第12条第1項中「情報政策課長」を「デジタルインフラ整備室長」に改める。

情報政策課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第5条中「部長及び課（局・）」を「部（局）長、部の次長、課（）」に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則第2項中「第4条の6第3項」を「第4条の5第3項」に改め、「第28条の2第3項」を削る。

別表第1の企画振興部の項中
「

総合政策課	総務係 土地対策係
情報政策課	管理係 電子自治体係 情報システム係

」を

「

総合政策課	総務係 土地対策係
-------	-----------

」に改め、同表の県民文化部の項を次のように改める。

県民文化部	文化政策課	総務係 企画経理係 芸術文化係
	県民協働課	協働・NPO係
	くらし安全・消費生活課	企画指導係 相談啓発係 交通安全対策係
	人権・男女共同参画課	人権尊重係 男女共同参画係
子ども若者局	次世代サポート課	次世代企画係 青少年育成係 次世代支援係
	子ども・家庭課	家庭支援係 保育係

別表第1の産業労働部の項中「経理係」を「経理係 団体・サービス産業振興係 復興支援係」に、

「

産業立地・経営支援課	中小企業支援係 次世代産業集積係 金融支援係
------------	------------------------

」を

経営・創業支援課	中小企業支援係 創業・承継支援係 金融支援係
産業立地・IT振興課	立地振興係 ITバレー推進係

に、「食品・伝統産業係 産業保安係」を「保安・伝統産業係」に、

「人材育成課」を「産業人材育成課」に改め、同表の農政部の項中「水利係 防災係」を「水利係」に、「中山間農村係 担い手育成係 農業金融係」を「中山間農村・金融係 担い手育成係」に改める。
別表第2の産業労働部の項を削る。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の4の項を削り、同表の3の項中「3」を「4」に、

総務部	人事課	課長補佐
県民文化部	文化政策課	同

を

「

総務部	人事課	同
県民文化部	文化政策課	課長補佐

に改め、同表の2の項中「2」を「3」に、

総務部	人事課	同
同	コンプライアンス・行政経営課	課長補佐（所属長が指定したものに限り。）

を

「

総務部	人事課	課長補佐（所属長が指定したものに限り。）
同	コンプライアンス・行政経営課	同

に改め、同表の1の項中「1」を「2」に改め、同項の前に次のように加える。

1	危機管理部	次長	企画振興部次長	—
	総務部	同		
	県民文化部	同		
	健康福祉部	同		
	環境部	同		
	産業労働部	同		
	観光部	同		
	農政部	同		
	林務部	同		
	建設部	同		

本則の1の表の10の項中

産業労働部	産業立地・金融支援
同	経営支援係長
同	産業技術産業保安
同	課係長

を

産業労働部	経営・創業	金融支援
同	支援課	係長
同	産業技術	保安・伝
同	課	統産業係
同		長

に改め、同表の33の項

中「33」を「34」に改め、同表の32の項中「32」を「33」に改め、同表の31の項中「31」を「32」に改め、同表の30の項中「30」を「31」に改め、同表の29の項中「29」を「30」に改め、同表の28の項中「28」を「29」に改め、同表の27の項中「27」を「28」に改め、同表の26の項中「26」を「27」に改め、同表の25の項中「25」を「26」に改め、同表の24の項中「24」を「25」に改め、同表の23の項中「23」を「24」に改め、同表の22の項中「22」を「23」に改め、同表の21の項中「21」を「22」に改め、同表の20の項中「20」を「21」に改め、同表の19の項中「19」を「20」に改め、同表の18の項中「18」を「19」に改め、同表の17の項中「17」を「18」に改め、同表の16の項中「16」を「17」に改め、同表の15の項中「15」を「16」に改め、同表の14の項の次に次のように加える。

15	会計局	会計課	主任会計指導員	会計局契約・検査課主任契約指導員	—
	会計局	契約・検査課	主任契約指導員	会計局会計課主任会計指導員	—

本則の1の表の備考の1中「2、3」を「3、4」に改め、本則の2の表中

「

県民文化部児童相談・養育支援室	県民文化部子ども支援センター
-----------------	----------------

」を

総合県税事務所北信事務所	総合県税事務所	に改める。
東信県税事務所上田事務所	東信県税事務所	
南信県税事務所諏訪事務所 同 飯田事務所	南信県税事務所	
中信県税事務所木曾事務所 同 大町事務所	中信県税事務所	
県民文化部児童相談・養育支援室	県民文化部子ども支援センター	

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部守一

1中「食肉衛生検査所次長」を「長野食肉衛生検査所次長」に改める。

人事課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則中「会計管理者」の次に「、本庁内部部局の部の次長」を加える。

本則の1の表の長野県同和地区福祉資金運営委員会の項を削り、同表の第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県

準備委員会の項中 「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」を

「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改め、同表の公益財団法人中部圏社会経済研究所の項の次に次のように加える。

一般社団法人長野ITコラボレーションプラットフォーム	特別理事
----------------------------	------

本則の1の表のエコアクション21地域事務局「長野産環協」運営委員会の項を次のように改める。

エコアクション21普及戦略会議	委員
-----------------	----

本則の1の表の信州大学信州地域技術メディカル展開センター事業戦略委員会の項の次に次のように加える。

長野県原産地呼称管理委員会	委員 事務局長
長野県原産地呼称管理委員会日本酒・焼酎委員会	事務局長
長野県原産地呼称管理委員会ワイン委員会	事務局長
信州ワインバレー構想推進協議会	事務局長

本則の1の表の一般社団法人中央日本総合観光機構の項の次に次のように加える。

日本みどりのプロジェクト推進協議会	事務局長
-------------------	------

本則の1の表の長野米生産販売対策協議会の項の次に次のように加える。

長野県原産地呼称管理委員会米委員会	事務局長
-------------------	------

本則の1の表の長野県道路公社の項中「理事」を「副理事長 理事」に改める。

本則の2の表の第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の項中

「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」を

「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改める。

本則の5の表の第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の項中

「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」を

「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改め、同表の長野県松本勤労者福祉センター運営協議会の項中

「長野県松本勤労者福祉センター運営協議会」を

「松本市勤労者福祉センター運営協議会」に改める。

コンプライアンス・行政経営課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第20条第2項第1号を次のように改める。

(1) 医師の診断書。ただし、職員が休職から職場復帰するときは、診断書（様式第5号）とする。

様式第1号及び様式第2号中「総括安全衛生管理者 様」を「総括安全衛生管理者 様
主任安全衛生管理者 様」に、「所属長 印」を

「所属長」に改める。

様式第3号中「職・氏名 ㊟」を「職・氏名」に改め、同様式の添付書類を次のように改める。

（添付書類） 医師の診断書。ただし、職員が休職から職場復帰するときは、診断書（様式第5号）とする。

様式第4号中「所属長 印」を「所属長」に改め、同様式の注中「の写し」を「(様式第3号)の写し」に改める。

様式第5号中「診断書」を「診断書（長野県職員用）」に、

「
診断名 _____

_____」を

「
診断名 _____
_____」に、「意見（※休職から職場復帰する場合にご記入ください。）」

を「意見」に、「医師名 印」を「医師名（署名又は記名押印）」に改める。

様式第7号中「所属長 印」を「所属長」に改める。

様式第8号中「職・氏名 ㊟」を「職・氏名」に改める。

様式第9号中「所属長 印」を「所属長」に改める。

様式第10号中「所属長 印」を「所属長」に、

「

所属名		所属コード	
-----	--	-------	--

」を

「

所属名	
-----	--

」に、

「

	性別
--	----

」を「

年月日(歳)	性別
--------	----

」に改め、同様式の注を次のように改める。

(注) 療養休暇欄は、職員の療養休暇（分娩による場合を除く。）が連続して30日を超えると見込まれるときのみ記入すること。

様式第11号中「所属長 印」を「所属長」に

「

所属名		所属コード	
-----	--	-------	--

」を

「

所属名	
-----	--

」に改め、同様式の注中「には」を「には、」に、

「により」を「(様式第10号)により」に改める。

様式第12号中「所属長 印」を「所属長」に改める。

様式第13号中

審査員 氏名		印
-----------	--	---

 を

「

審査員 氏名 (署名)	
-------------------	--

」に改める。

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の企画振興部の項中	情報政策課	情政 情政統 先	を
	情報政策課統計室		
	先端技術活用推進課		

総合政策課統計室 DX推進課 DX推進課デジタルインフラ整備室	総政統	に改め、同1の総務部の項中
	D	
	Dデ	

職員課	職	を	職員キャリア開発課 職員課	職キ 職	に、

総務事務課 職員キャリア開発センター	総事 職キ	を	総務事務課	総事	に改め、

同1の県民文化部の項中	文化政策課	文政 文政美	を
	文化政策課信濃美術館整備室		

文化政策課	文政	に、	次世代サポート課	次サ こ家 こ家児 こ家支 私 高	を
			こども・家庭課		
			こども・家庭課児童相談・養育支援室		
			こども・家庭課子ども支援センター		
			私学振興課		
			高等教育振興課		
			高等教育振興課		

私学振興課 高等教育振興課 こども若者局次世代サポート課 こども若者局こども・家庭課 こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室 こども若者局こども・家庭課子ども支援センター	私 高 次サ こ家 こ家児 こ家支	に改め、同1の産業労働部の項中

産業政策課産業復興支援室 産業立地・経営支援課 産業立地・経営支援課創業・サービス振興室	産政復 産経 産経創	を	経営・創業支援課 産業立地・IT振興課	経創 産I	に、

人材育成課	人材	を	産業人材育成課	産人	に改め、
-------	----	---	---------	----	------

同表の2中 「 上田食肉衛生検査所
松本食肉衛生検査所
長野食肉衛生検査所 」 を

「 長野食肉衛生検査所 」 「 長食 」 に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第11号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の人事評価等に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部守一

第7条及び第9条ただし書中「職員キャリア開発センター所長」を「職員キャリア開発課長」に改める。

様式第2号の2及び様式第2号の3中

本人確認			※下記の例を参考に加点（最大+5） ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果 ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献			一次	二次
①	総合評価		加点				
			点数合計				

本人確認			※下記の例を参考に加点（最大+5） ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果 ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献			一次	二次
氏名	①		加点				
			点数合計				

「 氏名 」 に改める。

職員キャリア開発センター

長野県訓令第12号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。
令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第3条中「職員キャリア開発センター所長（以下「所長」を「職員キャリア開発課長（以下「課長」に改める。
第6条中「所長」を「課長」に、「職員キャリア開発センター研修」を「職員キャリア開発課研修」に改める。
第7条、第8条第2項及び第10条中「所長」を「課長」に改める。

別表の自己啓発の項中「所長が」を「課長が」に、「所長」を「課長」に改め、同表の職場外研修の項中

「職員キャリア開発センター研修」を「職員キャリア開発課研修」に、「所長が」を「課長が」に、「所長」を「課長」に改める。

職員キャリア開発センター

長野県訓令第13号

長野県公営企業訓令第1号

長野県教育委員会訓令第8号

長野県警察本部訓令第6号

本庁内部部局
現地機関
企業局本庁
教育委員会事務局
教育事務所
警察本部
警察署

長野県男女共同参画推進本部設置規程（平成13年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県公営企業管理者

小林 透

長野県教育委員会

長野県警察本部長

安田 浩己

第3条第4項中「、女性活躍推進監」及び「、信州ブランド推進監」を削る。

人権・男女共同参画課

長野県訓令第14号

長野県公営企業訓令第2号

長野県教育委員会訓令第9号

長野県警察本部訓令第7号

本庁内部部局
現地機関
企業局本庁
教育委員会事務局
教育事務所
県立学校
警察本部

長野県人権施策推進協議会設置規程（平成16年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一
長野県公営企業管理者
小林 透
長野県教育委員会
長野県警察本部長
安田 浩己

第3条第4項中「、女性活躍推進監」及び「、信州ブランド推進監」を削る。

人権・男女共同参画課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
現地機関
教育機関

職員の人事評価等に関する規程（昭和27年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県教育委員会

様式第2号の2及び様式第2号の3中

本人確認					一次	二次
㊦	総合評価		加点			
			点数合計			

※下記の例を参考に加点（最大+5）

- ・緊急度、繁忙度、困難度等の高い業務で成果
- ・担当業務以外で組織上の成果の向上に貢献

を

本人確認					一次	二次
㊦	総合評価		加点			
			点数合計			

に、「氏名 ㊦」を

「氏名」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第6号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程（昭和25年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県教育委員会

第17条中「第2号のシからソまで、チ及びツ」を「第2号のスからタまで、ツ及びテ」に改め、同条第2号のイ中「及び不妊治療休暇」を「、不妊治療休暇、子育て部分休暇、育児休業及び部分休業」に改め、同号中テをトとし、クからソまでをケからテまでとし、キの次に次のように加える。

ク 職員の育児短時間勤務

様式第1号及び様式第2号中「長野県 学校長^印」を「長野県 学校長」に改める。高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第7号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月31日

長野県教育委員会

第5条第2項中「(以下)」を「(第19条第1項及び第2項において)」に改める。

第11条及び第16条第2項第1号中「内部事務総合システム」を「総務事務システム」に改める。

第18条の2第1項中「内部事務総合システム」を「総務事務システム」に改め、同条第2項中「この項、次条第2項及び第27条第3項において」を削る。

第24条第1項及び第5項中「内部事務総合システム」を「総務事務システム」に改め、同条第10項を同条第13項とし、同条第9項中「若しくは第6項」を「、第6項若しくは第8項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「内部事務総合システム」を「総務事務システム」に、「様式第19号の3」を「様式第19号の6」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 職員は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、校長に対し、総務事務システム（これにより難しい場合は、子育て部分休暇承認請求書（様式第19号の3））により行わなければならない。
- 9 職員は、子育て部分休暇の期間中に、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなったとき又は当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく子育て部分休暇養育状況変更届（様式第19号の4）を校長及び主管課長を経由して提出しなければならない。
- 10 承認された子育て部分休暇の一部の取消しについては、第27条第3項の規定を準用する。この場合において、「部分休業一部取消整理簿（様式第28号の2）」とあるのは、「子育て部分休暇一部取消整理簿（様式第19号の5）」と読み替えるものとする。

第27条第1項を次のように改める。

職員は、育児休業法の規定に基づき、育児休業又は部分休業（次項及び第4項において「育児休業等」という。）の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、校長に対し、総務事務システム（これにより難しい場合は、育児休業にあっては育児休業承認請求書（様式第26号）、部分休業にあっては部分休業承認請求書（様式第27号））により行わなければならない。

第27条第2項を削り、同条第3項中「又は部分休業（以下「育児休業等」という。）」を「等」に、「に当該」を「に、当該」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「取消」を「取消し」に、「内部事務総合システム」を「総務事務システム」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 校長は、第1項の育児休業等を承認した場合は、直ちに育児休業（部分休業）承認状況報告書（様式第28号の3）により、主管課長に報告しなければならない。

第27条第5項中「様式第28号の3」を「様式第28号の4」に改める。

第27条の2第1項を次のように改める。

職員は、第24条の規定による休暇若しくは欠勤又は前条の規定による育児休業の期間中に出勤しようとするときは、あらかじめ、総務事務システムにより行うとともに、出勤届（様式第28号の4）を校長に提出しなければならない。

第27条の2第3項中「又は欠勤」を「若しくは欠勤又は育児休業」に、「第24条第8項」を「休暇又は欠勤にあっては第24条第12項

の規定に準じ、育児休業にあつては第27条第4項」に改める。

第31条第1項中「同条第8項」を「同条第11項」に、「又は第8項」を「又は第11項」に改める。

様式第1号から様式第6号の3までの規定中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第7号から様式第9号までの規定中「氏名 ㊟」を「氏名 」に、「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第9号の2の職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第1号、第2号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号に該当する場合及び職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第3号、第4号及び第5号に該当する場合中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第10号中「氏名 ㊟」を「氏名 」に、「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第10号の2から様式第13号までの規定中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第14号中「氏名 ㊟」を「氏名 」に、「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第15号から様式第19号までの規定中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第19号の2中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とする。

様式第19号の3中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改め、同様式を様式第19号の6とし、様式第19号の2の次に次の様式を加える。

(様式第19号の3) (第24条関係)

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名

職 名

氏 名

次のとおり子育て部分休暇を承認してください。

請求に係る子	氏 名						
	続 柄						
	生 年 月 日	年	月	日	生		
請求の期間	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前	時 分	～	時 分
備 考							

- (備考) 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること(当該子について令和2年以降、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと。)
- 2 該当する□には、レ印を記入すること。

(様式第19号の4) (第24条関係)

子育て部分休暇養育状況変更届

年 月 日

長野県教育委員会 様
(所属長)所属名
(所属コード)
職名
氏名
(職員番号)

次のとおり子育て部分休暇の承認に係る子の養育について変更が生じたので届け出ます。

子の氏名	
承認された子育て部分休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで
届出の事由が発生した日	年 月 日
届出の事由	<input type="checkbox"/> 休暇に係る子（以下「子」という。）が死亡した。 <input type="checkbox"/> 子と離縁（養子縁組の取消しを含む。）した。 <input type="checkbox"/> 子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 子と同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病等により子の世話をすることが困難になった。 <input type="checkbox"/> 子を託児することになった。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(備考) 該当する□には、✓印を記入すること。

(様式第19号の5) (第24条関係)

子育て部分休暇一部取消整理簿

所属名			職名			氏名					
休暇を承認された期間			年 月 日から 年 月 日まで			<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()					
決 裁			休暇の承認を取り消した期間			時間			事由		
			年月日			午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
				午 前	午 後	時間	分				
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
				時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						

- (備考) 1 決裁欄は、決裁権者が必要に応じて定めるものとする。
 2 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第20号中「長野県 学校長 [印]」を「長野県 学校長」に、「f) 休暇(介護時間・欠勤)承認」を「・子育て部分) 休暇(介護時間・欠勤)承認」に、

介護時間	2 今回承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間	を
------	------------	---------	---------	----	---

「f) 介護時間」

介護時間	2 今回承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
------	------------	---------	---------	----

「子育て部分休暇」

子育て部分休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日から	年 月 日まで	
子育て部分休暇	2 今回承認した期間等	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分

に改め、同様式の備考の1及び2中

f) 休暇」を「・子育て部分) 休暇」に改める。
 様式第24号から様式第25号の3までの規定中「氏名 [印]」を「氏名 [印]」に改める。
 様式第26号及び様式第27号を次のように改める。

(様式第26号) (第27条関係)

育児休業承認請求書

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名

職 名

氏 名

次のとおり育児休業を承認してください。

請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当該子について 既に育児休業の 承認を得た期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	
備考		

- (備考)
- 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること（当該子について既に育児休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと。）。
 - 2 当該子について、再度の育児休業を得ようとするとき又は再度の育児休業期間の延長をしようとするときは、育児休業を得なければならない事情を記載した書類を添付すること。
 - 3 配偶者については、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 - 4 該当する□には、✓印を記入すること。

(様式第27号) (第27条関係)

部分休業承認請求書

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名
職 名
氏 名

次のとおり部分休業を承認してください。

請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日				
請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
備 考					

- (備考) 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること(当該子について既に育児休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと。)
2 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第28号中「氏名 ①」を「氏名 」に改める。
様式第28号の2を次のように改める。

(様式第28号の2) (第27条関係)

部分休業一部取消整理簿

所 属 名				職名			氏名				
部分休業を承認された期間	年	月	日から	□毎日			午前	時	分		
	年	月	日まで	□その他()			午後	時	分		
決 裁		休業の承認を取り消した期間					時 間	事 由			
		年月日	午 前	午 後		時間			分		
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	
				時 分	から	時 分	から	時 分	まで	時間 分	

- (備考) 1 決裁欄は、決裁権者が必要に応じて定めるものとする。
 2 該当する□には、✓印を記入すること。

様式第28号の4中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を様式第28号の5とする。
 様式第28号の3中「長野県 学校長 印」を「長野県 学校長」に改め、同様式を様式第28号の4とし、様式第28号の2の次に次の様式を加える。

(様式第28号の3) (第27条関係)

育児休業(部分休業)承認状況報告書

番 号
年 月 日

課長 様

所属コード

長野県

学校長

育児休業(部分休業)承認の状況を報告します。

記

職員の職、氏名、 職員番号		職 名	氏 名	職員番号
育 児 休 業	1 承認の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長		
	2 承認に係る子	氏名(続柄) () 年 月 日生		
	3 前回までに承認 した期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで		
	4 今回承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで		
部 分 休 業	1 承認に係る子	氏名(続柄) () 年 月 日生		
	2 承認の期間等	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分

(備考) 該当する□には、△印を記入すること。

様式第29号から様式第33号までの規定中「氏名

◎」を「氏名

」に改める。

高 校 教 育 課 特 別 支 援 教 育 課
